

定例監査等結果報告書

- 1 監査対象部署 上下水道局 料金業務課、上下水道建設課、上下水道管理課
(対象会計：下水道事業会計、一般会計)
- 2 監査実施日 令和8年7月23日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和7年度財務に関する事務、事業の管理及び行政事務全般
- 5 監査の執行者 監査委員 西村 一伸
監査委員 高野 哲郎

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の閲覧、帳簿突合、質問等の予備監査を行った。

また、監査当日は、上下水道局長ほか関係職員の同席の下、所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行が、関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は、適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは、適正に行われているか。
- (6) 事務事業の目的を明確にし、適切なプロセスを経て有効に執行されているか。
- (7) 前回の監査で指摘した事項は、適正に改善されているか。

8 監査の結果

次に記載する指摘事項以外の予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策、行政事務の執行状況及び前回指摘事項の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

指摘事項は次のとおりである。

<指摘事項>

水道料金及び下水道使用料は同時に徴収していることから、双方の延滞金等の取扱

いについて確認したところ、督促後の催告により納付する者については、元金と併せて延滞金等を徴収している一方、分納誓約者に対しては、分納計画に延滞金等が反映されておらず、結果として延滞金等が徴収されていない状況が見受けられた。

所管課によれば、分納誓約者については、元金完納後に延滞金額を確定し、これを徴収する取扱いとしているとのことであった。しかし、実際には、使用しているシステムが分納期間中の延滞金等の算定及び分納計画への反映に対応しておらず、その結果、延滞金等が徴収されていなかったことが判明した。

また、この取扱いについて、監査資料には、延滞金等の減免に関する規定があり、それをもとに、これまで分納誓約者から延滞金等を徴収してこなかった理由や根拠を確認しようとしたところ、所管課では当該減免規定の存在自体を把握していない状況であった。

以上のことから、明確な根拠や手続が組織内で共有されないまま、長期間にわたり延滞金等を徴収しない運用が継続されていたものと認められる。

延滞金等は、納期限内に納付した者との公平性を確保するとともに、滞納の抑制及び適正な債権管理を図るために設けられているものであり、その取扱いは法令及び関係規程に基づき、統一的かつ適正に行う必要がある。

今回の事例は、延滞金等に係る運用状況の確認、関係規程の把握及び事務処理の検証が十分に行われていなかったことを示すものであり、債権管理に関する内部統制、組織内の情報共有及び運用管理の面において課題があるものと認められる。

また、令和7年度から収納業務等を包括委託していることを踏まえ、市として徴収事務に関する基本的な考え方、判断基準及び取扱方法を明確に定めた上で、委託事業者に対して適切な指示及び履行管理を行う必要がある。委託により事務負担の軽減を図る一方で、市が本来備えるべき債権管理に関する知識や判断能力が低下することのないよう、関係規程や事務処理手順の整備、職員間の情報共有及び確認体制の充実に努められたい。

今後は、延滞金等の算定及び徴収に係る取扱いについて、法令及び関係規程に基づき整理するとともに、分納時の延滞金等の算定方法及び徴収方法、減免の判断基準及び手続、システム対応並びに委託事業者との役割分担等について、明確な対応方針を整えること。

なお、その方針及び是正に向けた取組状況については、例月出納検査等の機会を通じて随時報告されたい。

9 監査の結果に添える意見

生活環境の改善、公衆衛生の向上、浸水の防除及び公共用水域の水質保全を使命とする下水道事業を、将来にわたり持続的かつ安定的に運営していくためには、経営基盤の強化を図るとともに、限られた経営資源を効果的かつ効率的に活用する財政マネジメントの一層の向上が不可欠である。このことを踏まえ、本事業の経営状況及び会計処理の状況を勘案し、今後の事業運営に当たり留意すべき事項について、次のとおり意見を付する。

1. 経営基盤の強化に向けた各施策の検証について

本事業は、平成 30 年度から令和 5 年度までは純利益を計上していたが、令和 6 年度は資本費平準化債の拡充に伴う一般会計繰入金の減少により、経常収支は赤字に転じている。当年度末の累積欠損金は 25 億 5,295 万円に上る。

人口減少に伴う使用水量の減少により、下水道使用料収入の増加は期待し難い。一方、経年劣化による施設及び管路の維持管理・更新に要する費用の増加が今後見込まれ、近年の物価高の影響も重なり、事業を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増すものと考えられる。

こうした中、包括的民間委託の導入や使用料の改定など、経営改善に向けた取り組みが進められている。これらの施策については、導入効果や課題を精緻に検証するとともに、業務の実施状況、経費削減効果、サービス水準の維持・向上等を多面的に評価し、その結果を踏まえて必要な見直しを機動的に行うことが重要である。

経営基盤の強化は、こうしたプロセスを組織的に機能させることによって実現されるものである。この点を十分認識し、着実に取り組まれない。

2. 固定資産情報の経営判断への活用について

本事業は、膨大な固定資産を保有するストック型事業であり、公営企業会計制度を導入する意義の一つは、複式簿記により得られる資産情報を経営判断に活用することにある。

当年度末における有形固定資産は 1,020 億 6,158 万円に上り、その大部分を管路、ポンプ場、処理場施設並びに機械及び装置が占めている。これらの資産形成に係る財源は、企業債（当年度末残高 393 億 17 万円）や長期前受金（同 358 億 8,076 万円）に多く依存しており、多額の資産を適切に維持管理・更新しながら、そのために必要となる財源を安定的に確保していくことが重要な経営課題となっている。

当年度の減価償却費 24 億 4,022 万円に対し、長期前受金戻入は 8 億 7,488 万円であり、減価償却費に対する実質的な負担は 15 億 6,534 万円となっている。今後、施

設等の更新が本格化するにつれ、減価償却費や更新投資の増加に加え、企業債の発行及び償還負担の増加も見込まれる。これらが将来の収支及び資金繰りに与える影響について、予測と結果の検証を繰り返しながら、計画的に事業を展開していく必要がある。

このような観点から、今後の経営判断において、固定資産情報を積極的に活用されたい。固定資産台帳を単に取得価額や減価償却費を管理するための帳簿として扱うのではなく、資産ごとの取得年度、耐用年数、残存価額、更新時期等の情報を体系的に把握・分析し、将来の更新需要や財政負担を見通すための基礎情報として活用することである。

さらに、固定資産台帳を施設単位、路線単位、処理区単位等の管理情報として展開し、資産の劣化状況、重要度、更新費用及び企業債償還との関係などとともに総合的に分析することも重要である。その分析結果をもとに、更新計画の見直しや投資の優先順位付け、中長期的な財政収支の見通しなど、経営判断に資する情報として有機的に反映させ、効率的な資産管理の推進に取り組まれない。

また、台帳は定期的に点検・更新を行い、資産の実態を的確に把握することにより、ストックマネジメントの実効性をさらに高めるとともに、財務マネジメントとの一体的な推進に取り組まれない。

3. 引当金の適正な計上について

当年度の決算書注記では、退職給付引当金については、「当年度末における自己都合要支給額に相当する金額」を、貸倒引当金については、「不納欠損額の見込みにより回収不能見込額」をそれぞれ計上すると記載されている。

ところが、実際の計上方法を確認したところ、退職給付引当金については、当年度末の引当金残高（3,380 万円）と退職手当支給見込額（2,834 万円）を比較し、引当金残高が支給見込額を上回っていることを理由として、既存の引当金残高をそのまま計上していた。

また、貸倒引当金については、当年度の取崩し額（不納欠損額）が 127 万円であったものの、現存する債権ごとの回収可能性等について十分な検証を行わないまま、恣意的と受け止められかねない見込額（560 万円）を計上していた。

これらの処理は従前から行われてきたものと見受けられるが、今回、決算書注記に記載されている計上方法と実際の会計処理との間に相違があることが確認された。

引当金は、将来負担を適切な期間に配分し、財政状態及び経営成績を適正に表示するための重要な会計処理である。したがって、法令等に基づき合理的な根拠により必要額を見積もって適切に計上するとともに、その算定根拠を明らかにしておくことは、

経営者に当然に求められる責務である。

今さら言うまでもなく、経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図るためには、正確かつ信頼性の高い会計情報を基礎とした経営判断が不可欠である。会計処理の適正性は公営企業経営の根幹を成すものであることを十分認識し、速やかに改善を図るべきである。

なお、引当金のほか、実地たな卸に基づくたな卸資産の補正、固定資産の減価償却、繰延収益の償却、資産の評価などの決算整理は、事業年度終了後の4月から5月にかけて行われるものである。監査委員としては、これら一連の会計処理の適正性を確保する観点から、例月出納検査の機会を通じて必要な指導及び助言を行おうとした。

このため、上下水道局に対し、決算整理が確定する前の段階で、その処理方針や算定根拠等の提示を求めたものの、十分な資料の提出や具体的な説明は得られなかった。また、「仮に処理に問題があったとしても修正はできない」との趣旨の発言もあり、自らの処理の正当性を主張する対応に終始していた。

その後も、決算整理に至るまでの処理過程や検討内容は一切示されないまま、7月に入りようやく確定後の決算書類が提示された。その一例が、引当金の計上方法に関する問題である。このほかにも、固定資産台帳の提出を求めた際に、「データ容量が大きい」ことなどを理由として提出が遅延した事例、また、監査の過程で生じた各種事務処理の根拠や疑義について具体的な説明を求めても、「適正に処理している」といった回答にとどまり、十分な説明がなされない事例が多数見受けられた。

監査委員としては十分な検証を行うことができなかった。

改善や修正が必要と考えられる事項についても、「決算の修正は困難である」として確実な改善につながる具体的な見通しを確認できないままである。会計処理の適時性及び適正性の確保という観点から、このような姿勢は看過できるものではない。

これら一連の対応は、監査への適切な協力や説明責任を軽視し、結果として監査を形式的に終えることを優先しているとの疑念を招きかねないものである。このような姿勢は、市民からの信頼を損ない、健全な公営企業経営にも影響を及ぼしかねないことである。組織としてコンプライアンス意識及び説明責任に対する意識を高め、業務執行体制や抜本的な意識改革に取り組まれない。

以上述べた事項は、市民生活を支える重要な社会基盤である下水道事業が、将来にわたり安定的かつ持続的に運営されることを願い、指摘するものである。今後は、適正な会計処理の確保と経営管理の一層の充実に努め、健全で持続可能な事業運営を推進されることを強く期待する。